

日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)

(2008年12月25日署名)

日本・ベトナム経済連携協定の概要
日本側の市場アクセス改善の概要 3 物品一般ルール・原産地規則 4 税関手続 4 衛生植物検疫措置(SPS) 5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT) 5 サービスの貿易 6
物品一般ルール・原産地規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
税関手続 4 衛生植物検疫措置(SPS) 5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT) 5 サービスの貿易 6
衛生植物検疫措置(SPS) ・・・・・・・・・・ 5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT) ・・・・・・ 5 サービスの貿易 ・・・・・・・・ 6
強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT) ······ 5 サービスの貿易 ····· 6
サービスの貿易・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
自然人の移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
知的財産 7
競争 7
ビジネス環境の整備・・・・・・・8
協力 9

日本・ベトナム経済連携協定の概要

交渉の経緯

2005年12月

交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定 (首脳会談:東アジア首脳会議)

2006年2月、4月

2回の共同検討 会合を開催

2006年10月

正式交渉開始決定 (首脳会談)

2007年1月~ 2008年9月

9回の正式交渉会 合及び6回の中間 会合を開催

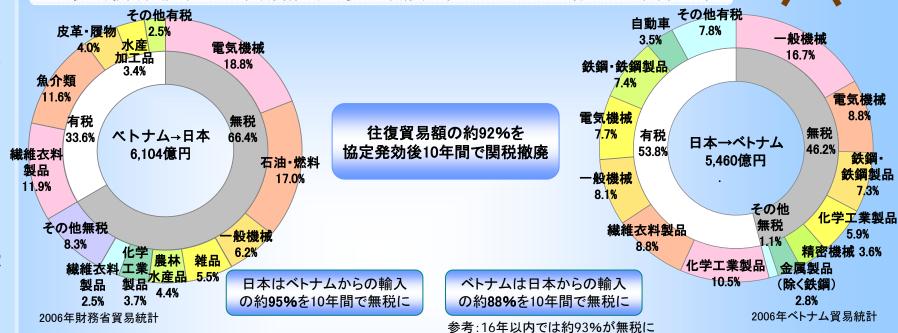
> 2008年9月 大筋合意

<u>2008年12月</u> 署名

(日本側外務大臣・ 越側商工大臣 の会談)

日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。



日本・ベトナム経済連携協定の各分野の要旨

日本側の市場アクセス改善

- □ 鉱工業品:ほぼ全ての品目については即時関税撤廃
- □ **農林水産品**: 農産品では、ドリアン、オクラ、冷凍ほうれん草、スイートコーン、天然はちみつ(関税割当)等の農産品、合板等を除く林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ及び冷凍たちうお等水産品のアクセス改善

ベトナム側の市場アクセス改善

- ■鉱工業品:ボルト・ナット、ギアボックス、エンジン・エンジン 部品等の自動車部品、熱延鋼板、亜鉛めっき鋼板及び冷 延鋼板等の鉄鋼製品、フラットパネル、DVD部品、デジタル カメラ、カラーテレビ等電気電子製品・部品のアクセス改善
- □ 農林水産品:切花、りんご、なし、みかん、太平洋さけ等の アクセス改善

- □ 税関手続:税関手続の簡素化の促進、水際取締に係る当局間の 協力の促進
- □ 衛生植物検疫措置(SPS):情報交換、科学的協議及び協力に関する議論などを行う協議メカニズムの設置
- □ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT):技術的協議及 び適合性評価の結果受入れ促進等を行う協議メカニズムの設置
- □ **自然人の移動**:特定の分野についてそれぞれ定める条件に従って自然人の入国及び滞在を約束
- □ サービスの貿易: サービス貿易の一層の自由化を目的とした基本ルールの強化
- □ 知的財産:知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用を促進
- □ 競争:競争の促進及び競争政策の強化等についての協力の促進
- □協力:8つの分野において協力を促進
- □ ビジネス環境整備: 相手国に進出した企業が直面する様々な問題を解決するための仕組みを設置

1

ベトナム側の市場アクセス改善

※ 主要な日本側関心品目を例示

鉱工業分野

分野	品目	現行関税率	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	10-20%	10年間で関税撤廃
	ボルト・ナット	5-20%	5年間(一部は10年間)で関税撤廃
	エンジン・エンジン部品	3-20%	10~15年間で関税撤廃
	ブレーキ	10%	10~15年間で関税撤廃
鉄鋼	熱延鋼板	0%	現行関税率で固定
	冷延鋼板	3-7%	15年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5-12%	10年で関税撤廃
電気電子	カラーテレビ	40%	8年間で関税撤廃
	フラットパネル、DVD部品	3%	2年間で関税撤廃
	デジタルカメラ	10%	4年間で関税撤廃

農林水産分野

品目	現行関税率	交渉の結果
切花	30%	協定発効時に関税撤廃
りんご	20%	10年間で関税撤廃
なし	25%	10年間で関税撤廃
みかん	30%	10年間で関税撤廃
太平洋さけ	30%	10年間で関税撤廃

日本側の市場アクセス改善



鉱工業分野

ほぼすべての品目につき即時関税撤廃



農林水産分野

※主要なべトナム側関心品目を例示

分野	交渉の結果(カッコ内は現行関税率(一般特恵税率を含む))				
農産品	● ドリアン(2.5%)、オクラ(3%)は即時関税撤廃				
	● 冷凍ほうれん草(6%)、ピーマン(3%)は5年間で関税撤廃				
	■ スイートコーン(6%)、カレー調製品(3.6%)は7年間で関税撤廃				
	● 煎ったコーヒー(10%)、緑茶(17%)は15年間で関税撤廃				
	● 天然はちみつ(25.5%)は関税割当を設定(枠内税率を12.8%とする。また、その枠について				
	は、1年目の100トンから毎年5トンずつ拡大し、11年目及びそれ以降は150トンとする。)				
	● トマトソース(17%)は、5年間で関税率を半減				
林産品	● (合板等を除く)林産品(0-6%)は、即時~10年間で関税撤廃				
水産品	えび(1-2%)及びえび調製品(3.2-5.3%)は即時関税撤廃				
	参 冷凍たこ(5%)及び冷凍たちうお(3.5%)は5年間で関税撤廃				

物品一般ルール

物品の市場アクセス交渉の結果を円滑且つ効果的に実施するために、様々なルールを規定

物品一般ルール章の要旨

- 関税の撤廃・引下げの履行
- 両国間で取引される物品の分類方法
- 内国民待遇の付与
- 非関税措置の導入禁止等

関税撤廃・引下げを理由とする輸入急増の際 の救済措置として、二国間セーフガードを規定

税関手続

税関手続章の要旨

税関手続の透明性の確保及び簡素・調和化(情報通信技術の活用、国際基準の採用等)や、不正薬物、知的財産権侵害物品の水際取締等の分野における税関当局間の協力・情報交換について規定

原産地規則



産品が協定に基づく関税上の特恵待遇の対象となる原産品であるか否かを決定するルール及び原産地証明のための手続等を規定

EPA特惠待遇の対象となる原産品のルール

- 原産地認定基準
 - 完全生産品(例:日本で収穫、採取された植物)
 - ・ 原産材料のみから生産された産品
 - ・ 実質的変更が行われた産品(例:輸入材料を用い、 日本で40%以上の付加価値が加えられた機械類等)
- 積送基準等

原産地証明のための手続

- 原産地証明書の発給
- 原産地証明書の真正性の確認等

衛生植物検疫措置(SPS)

人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために 必要な措置である衛生植物検疫措置に関する両国間 の協力及び連携を強化

SPS章の要旨

衛生植物検疫措置に関する照会のための 照会所を双方に設置

衛生植物検疫措置に関する情報交換、 科学的協議及び協力に関する議論など を行う協議メカニズムを設置

ベトナムの食品衛生管理及び動植物検疫に係る 能力向上のための技術協力の実施

強制規格、任意規格及び 適合性評価手続(TBT)

生命又は健康の保護、環境の保全等を目的として設定 されている産品の特性、生産工程及び生産方法について の規格に関する両国間の協力及び連携を強化

TBT章の要旨

貿易の促進を目的に、強制規格、任意規格 及び適合性評価手続に関する情報交換や既 存の相互承認の枠組みへの参加の拡大を 含む協力を推進

技術的協議、適合性評価の結果の受入れの促進などを行う協議メカニズムを設置

ベトナムの基準認証分野にかかる能力向上の ための技術協力の実施

サービスの貿易

両国間におけるサービスの貿易の促進及び それらにかかる両国間での基本ルールの強化

サービス章の要旨

サービスの貿易の一層の自由化を目的とし個別分野の自由化について約束

サービスの貿易について二国間で協議を 行う場を設け、第三国のサービス提供者等 と同等の待遇を得るようにする機会を確保

投資

協定の中で投資章は設けていないが、既に締結 済みの日ベトナム投資協定(高水準の自由化と 保護を規定)を準用する調整規定を設置

自然人の移動

主に短期の商用訪問者や企業内転勤者等の相手国への円滑な入国・一時的滞在及びそれに必要な手続等の透明性の確保

自然人の移動章の要旨

入国及び一時的な滞在に必要な手続等の 透明性を確保

現行の入管制度の範囲内で、IT技術者及び入国先の看護師国家資格を取得した者の入国及び一時的な滞在を相互に約束

ベトナム人看護師・介護福祉士の将来における受入れの可能性については、協定発効後に継続して協議(遅くとも協定発効後2年以内に結論)

知的財産

特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利植物の新品種、不正競争の防止等

知的財産章の要旨

- 知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保(内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護)
- 知的財産分野での協力及び協議メカニズム
 - 知的財産関連手続の簡素化・透明化
 - 知的財産の保護の強化
 - 権利行使の強化

競争

両国間の貿易及び投資の流れと 自国の市場の効率的な機能を円滑化

競争章の要旨

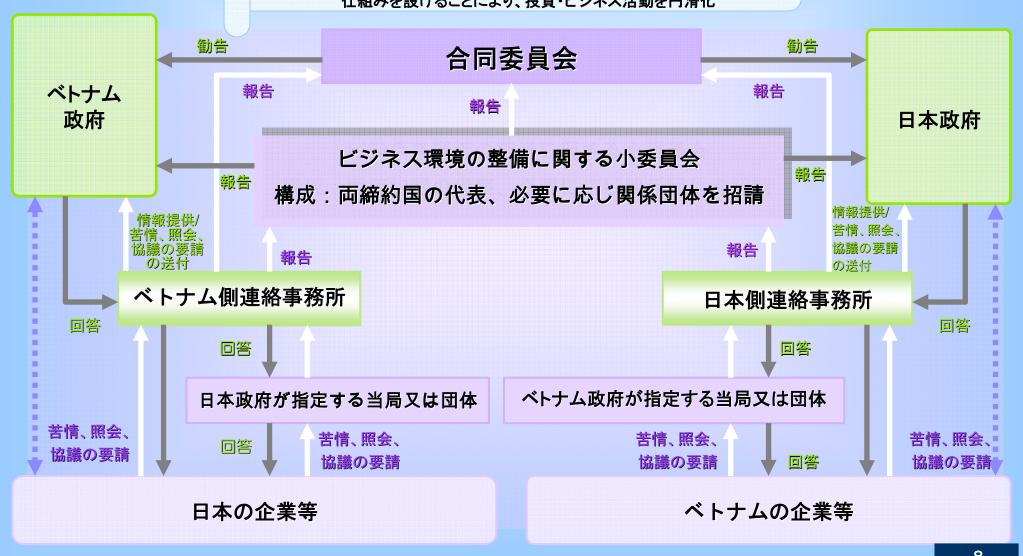
透明性、無差別待遇、手続の公正な実施の原則に基づいた反競争的行為に対する取組により競争を促進

競争政策の強化及び 競争政策の執行における協力

ビジネス環境の整備



相手国に進出した企業が直面する様々な問題を協議し解決するための 仕組みを設けることにより、投資・ビジネス活動を円滑化



協力



農業、林業及び漁業

運輸

貿易及び投資の促進

環境

両国の経済連携強化のための協力の促進

中小企業 裾野産業育成支援等



情報通信技術

人材の管理及び養成

